

第 1 6 回 提 案 募 集 検 討 専 門 部 会 配 布 資 料

保育所の居室の床面積基準 に係る特例について

平成26年10月27日

内閣府地方分権改革推進室

保育所の居室の床面積基準に係る特例

保育所の居室の床面積基準については、全国的には「従うべき基準」として、自治体の条例が必ず適合させなければならない基準が示されているが、待機児童の多い大都市部の市区(※)については、平成26年度までの3年間は、国の基準を「標準」(通常よるべき基準)として、別段の定めが可能。

※40市区: 埼玉県(3市)、千葉県(1市)、東京都(17特別区・11市)、神奈川県(5市)、京都府(1市)、大阪府(1市)、兵庫県(1市)

【待機児童の多い大都市部の時限的な特例の要件】

①前々年4月1日現在で待機児童100人以上

②前々年1月1日現在で住宅地の公示価格の平均額が3大都市圏の平均を超える

従来(省令で規定)

現行(条例で規定)

屋外遊戯場の面積

幼児1人当たり3.3㎡以上

衛生管理

使用する設備、食器、飲用水等について、衛生的な管理に努める

参酌すべき基準

居室の床面積(1人当たり)

0、1歳児の乳児室: 1.65㎡以上

0、1歳児のほふく室: 3.3㎡以上

2歳児以上の保育室: 1.98㎡以上

標準

待機児童が100人以上で、地価が高い地域として、厚生労働省告示で指定する地域に限り、待機児童の解消のため、平成26年度末までの特例措置として、「標準」とする

従うべき基準

保育士の配置

0歳児: 乳児3人当たり保育士1人

1、2歳児: 幼児6人当たり保育士1人

3歳児: 幼児20人当たり保育士1人

4、5歳児: 幼児30人当たり保育士1人

従うべき基準

条例に委任する場合に国が示す基準の類型

※地方分権改革推進委員会第3次勧告で示されたもの

「参酌すべき基準」とは

・十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

「標準」とは

・通常よるべき基準
・合理的な理由のある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることを許容

「従うべき基準」とは

・必ず適合させなければならない基準
・当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

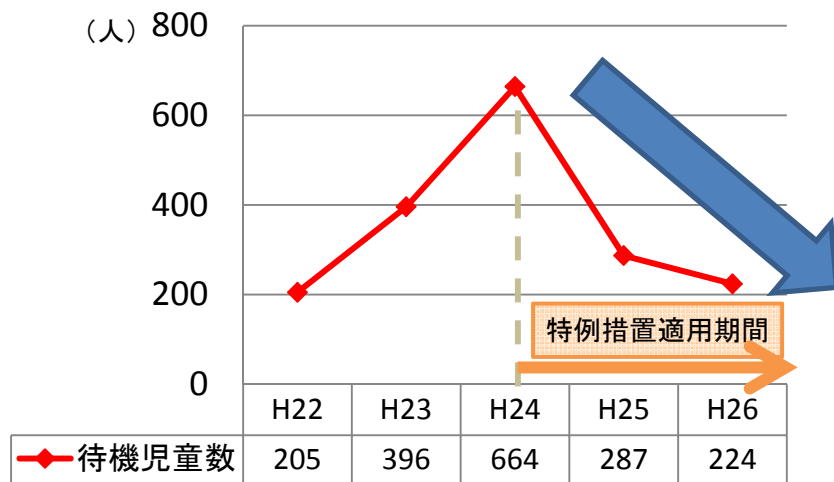
保育所の居室の床面積基準に係る特例に関する調査結果の概要

■ 調査結果(概要)

- (1) 特例措置を実際に活用した自治体において、待機児童の減少に一定の効果
- (2) 多くの団体が、特例措置に意義・効果を認めている
- (3) 一方、特例措置の「使い勝手」の悪さを指摘する意見も多い

- 大阪市において、保育所等の整備による入所枠の拡充や、国の基準内において定員を超えて児童を受け入れる定員の弾力化のほか、条例で緩和された基準による保育の実施により、待機児童の減少に一定の効果

大阪市における保育所待機児童数推移
H22～H26(「子ども・子育てビジョン」期間)



- 多くの団体が「地域の実情に応じた基準設定が可能となる」や「待機児童の解消に効果がある」と指摘
特に、これまで特例措置の対象となっていない団体から基準を緩和したいとの希望あり

- 大阪市の他に、条例で緩和された基準により保育を行っている保育所はなかった(40市区中1市)

【主な理由】

- ・期限付き特例であり、特例終了後のことを考えると、中期的な視点から適用に踏み切れない

⇒ 特例措置の「使い勝手」の悪さ

(例) 入所児童の年齢別の定員バランス

定員拡大のために雇用した保育士の処遇

- ・保育の質が低下するのではないかと懸念

大阪市における特例措置について

1. 大阪市における基準

- (1) 0歳児の乳児室及びほふく室の面積を、国基準以上の1人あたり5㎡以上に引き上げ
- (2) 1歳児の乳児室の面積を、国基準以上の1人あたり3.3㎡に引き上げ
- (3) 一方、待機児童が発生している区域の保育所は、乳児室・ほふく室及び保育室の面積を、1人あたり1.65㎡以上とする



(3)の基準により、保育所に入所している児童数約1,800人(平成26年8月1日時点、大阪市試算)

1人あたりの面積基準		国の基準	大阪市の基準 ()内は待機児童が発生している区域の保育所の場合
0歳児	乳児室	1.65㎡以上	<u>5㎡</u> 以上(1.65㎡以上)
	ほふく室	3.3㎡以上	<u>5㎡</u> 以上(1.65㎡ 以上)
1歳児	乳児室	1.65㎡以上	<u>3.3㎡</u> 以上(1.65㎡以上)
	ほふく室	3.3㎡以上	3.3㎡以上(1.65㎡ 以上)
2歳児以上	保育室	1.98㎡以上	1.98㎡以上(1.65㎡ 以上)

※青字は大阪市の基準が国の基準を上回る
赤字は " " を下回る

(参考) 大阪市の保育状況	就学前 児童数	保育所在籍 児童数	待機児童数
平成26年4月1日現在	127,317人	46,150人	224人

2. 安全性・保育体制の確認

面積基準緩和の導入にあたっては、安易にこれを用いるのではなく、児童が安心・安全に過ごせる環境であることが第一とし、以下の確認を実施

チェック項目による確認(市と保育所との取組)

- ・保育士・スペース・設備の確保等の体制
- ・体調の観察、事故防止策の確認
- ・保護者との密接な連携 等

3. 特例措置の延長の必要性

- (1) 特例措置を延長し、すでに入所している子どもの処遇に配慮する必要があるのではないか

(大阪市試算)

特例措置が終了し、通常的面積基準に戻った場合に退所を余儀なくされる児童数 約750人

- (2) 待機児童が発生している間は、特例期限終了時に同様の事態が発生することが予想される

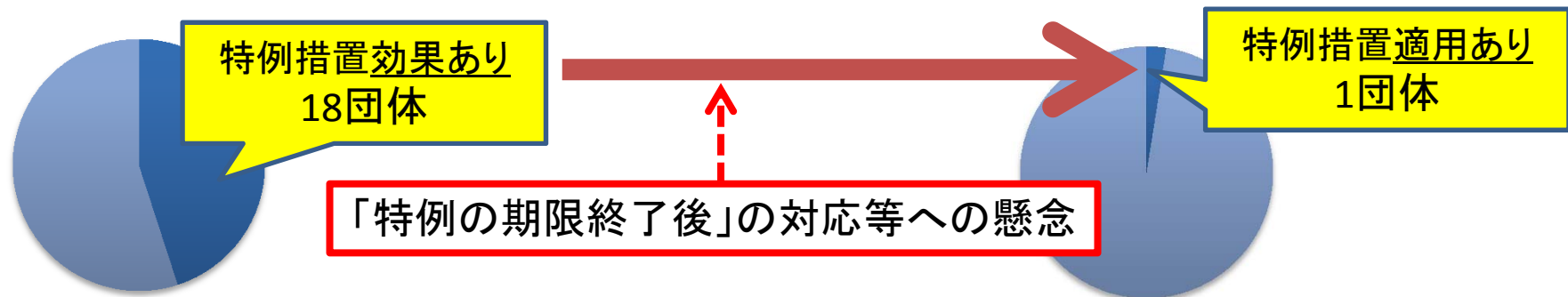
特例措置の対象となる団体に対する調査結果の概要

□ 調査対象団体:特例措置の対象となる40市区(待機児童数100名以上で地価が高いとの要件を満たす)
※40市区:埼玉県(3市)、千葉県(1市)、東京都(17特別区・11市)、神奈川県(5市)、京都府(1市)、大阪府(1市)、兵庫県(1市)

- (1) 調査対象の約半数(40団体中18団体(45%))が、特例措置の意義・効果を認めている
- (2) 実際に特例措置を適用している大阪市において、待機児童の減少に一定の効果
- (3) 特例措置を適用していない理由として、保育の質を維持する観点を挙げる団体がある一方、特例の意義・効果を認めつつも、次のような懸念から中期的な視点での検討の結果、実際には適用していない団体もある

(懸念する事項)

- ①特例期限終了後に、受け入れ可能人数が減少し、待機児童数が元に戻る
あるいは、入所児童の年齢別の定員バランスが崩れてしまう
- ②特例の期限が終了すると、児童の受け入れ拡大のために追加雇用した保育士の処遇が問題となる
- ③そもそも保育士が不足しており、人員配置基準(※)上、受け入れ増に対応できない
※人員配置基準 0歳児:乳児3人当たり保育士1人、1・2歳児:幼児6人当たり保育士1人等



特例措置による条例制定が可能な団体に対する調査結果の概要

□ 調査対象団体：特例措置による条例を制定できる都県・政令指定都市・中核市（10団体）

※10団体：埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・さいたま市・横浜市・川崎市・京都市・大阪市・西宮市

(1) 調査対象の9割（10団体中9団体）が、特例措置の意義・効果を認めている

(2) 特例措置ではなく参酌基準化を求める団体や、特例措置の延長を希望する団体がある

※ 大阪市は緩和された基準で保育所への受け入れを実施し、特例措置の延長を希望

(3) 特例期間終了後に待機児童数が元に戻ること等のデメリット面を指摘する団体がある

対象団体の主な意見

条例制定 団体	さいたま市	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	神奈川県	京都市	大阪市	西宮市
国の基準を緩和する条例制定の有無	×	○	×	○	×	×	×	×	○	×
特例措置に意義・効果を認めるか	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○
特例措置の延長希望	×	○(※)	×	(※)	×	×	×(※)	×	○	×

※埼玉県・東京都・神奈川県は、別途参酌基準化を求める

待機児童数50人以上の団体(特例措置の対象団体を除く)に対する調査結果の概要

□ 調査対象団体:待機児童数50人以上の団体(全65団体、特例措置の対象団体を除く)

(1) 調査対象団体の約3分の2(65団体中42団体(65%))が、特例措置の意義・効果を認めている

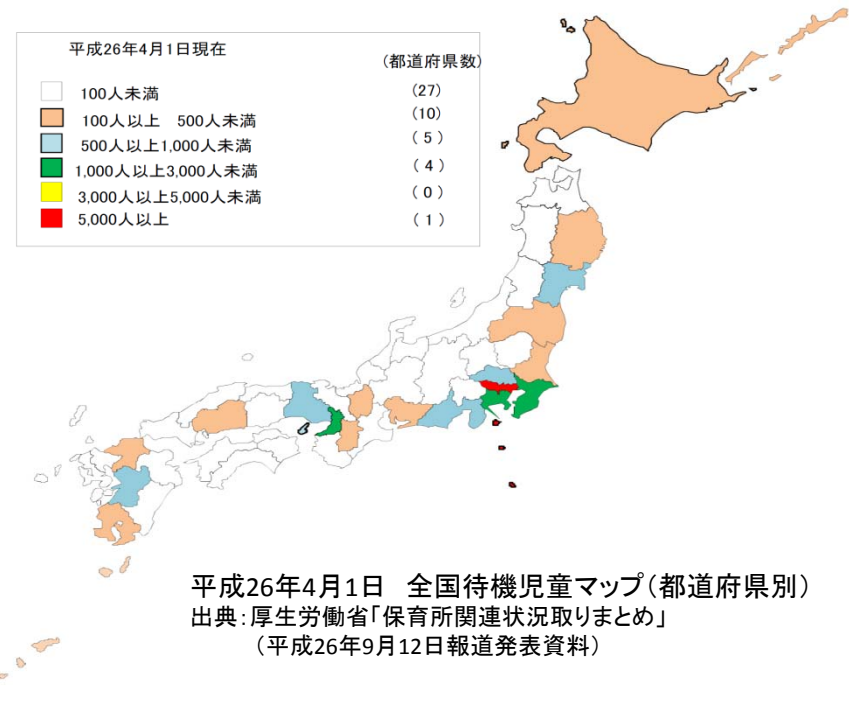
(2) 特例措置の適用対象となった場合には、6団体が実際に基準を緩和したいとしている

大阪府豊中市・兵庫県宝塚市・福岡県粕屋町・熊本県益城町・沖縄県浦添市・沖縄県うるま市

(3) 特例措置の対象団体の要件を見直すべきとの意見も

- ・地価要件の撤廃
- ・待機児童数100名以上から50名以上へ緩和 等

要件	左の要件とした場合 の対象団体数 ()内は都道府県数	対象団体の 待機児童数 (平成26年4月1日現在)
現行どおり ・前々年4月1日現在で待機児童数 100名以上 ・前々年1月1日現在で住宅地の公 示価格の平均額が3大都市圏の 平均を超える	40(7)	8,227人
①地価要件がないとした場合 (待機児童数100名以上)	59(14)	14,262人
②地価要件がなく、 待機児童数100名以上を50名以上と した場合	99(20)	17,010人
③地価要件がなく、待機児童数1名 以上とした場合	338(35)	21,371人



出典:厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ」(平成26年9月12日報道発表資料)から
内閣府地方分権改革推進室作成

保育所の居室の床面積基準に係る特例に関する調査結果の概要

■ その他改善要望

(1) 基準そのものについての意見

- 面積基準以外(注:保育士配置基準等)についても、全国一律の基準を廃止し、施設・事業の設備・運営基準を弾力的に定められる制度とすべき(東京都)
- そもそも(注:本則の規定を)標準の基準(もしくは参酌すべき基準)とし、各自治体の待機児童の状況等、地方の状況の変化にあわせ、地方の責任で基準を制定できる制度とすることが必要(横浜市)

(2) 面積基準のあり方についての意見

- 現状の基準は、乳児室等の設定は満年齢で区分されているが、実際の運用としては4月1日現在の年齢(運営費の年齢区分)で部屋割りが行われており、基準に適合するかどうかの判定の際には4月1日現在の年齢で区分することとした方が分かりやすい(滋賀県大津市)
- (注:0・1歳児の成長速度に個人差が大きく)ほふくする・しないは月々に変化していくため、面積基準としては非常に捉えにくい(熊本県合志市)
- 保育室のみを床面積としてカウントせず、日常活用している施設内の他のオープンスペースを含めた保育所全体で基準を確保することでも、待機児童解消に大きく貢献できると思われる(熊本県合志市)

(3) 保育士確保についての意見

- ハード面の整備の一方で、地域区分(※)の低さから保育士不足が深刻。平成25年度に実施した保育士等処遇改善臨時特例交付金のような施策を、待機児童50名以上の市町村に対し更なる特例措置の交付金を受けられるようにすれば、ソフト面の解消にもつながる(千葉県流山市)

(※)厚生労働省が設定する保育所運営費の地域ごとの保育単価区分。地域区分の違いにより、隣接市町村と単価に差が出る場合がある